



馬
一
利
而
名
十

5
508
10



508
10

之由之利也



此條天神社解曰當社者高野大師之妙創也
延文五年五月
天文九年十二月廿九日荒川又次郎為父重服侍ノ社ノセウノ餅
調遣スキ旨可有如何之旨尋來ノ間五旬以後不苦之旨返

答ト云ク
是ト部家ノ松ナリ嗚呼神ヲ
瀆シ人ニ論フ者也

貞觀以後天下諸社一同ニ階ノ授ヲ奉ラル年月

寬平九年十二月十三日 天慶三年五月六日

兼曆五年二月十日 永治元年七月十日

治承四年十二月十三日 元曆二年三月四日

私曰尾列藝田古本神名帳云文治二年三月宣余國中

諸神増階云々

建仁元年二月十三日

弘長元年二月二十日

建治元年七月二十日

天地擁護三十番神

二十八宿三歳星辰星大白熒惑之流云凡三十神トス

内侍所三十番神

第一離火神第二大日靈尊云々神代卷見云々神名志記スト氏カ私説

王城守護三十番神

青龍朱雀白虎四神三寅ノ神甲ノ神四方各八神是亦三十二神也ト氏私説

吾国守護三十番神

第一天神與地神第二高子大元子三陰神与陽神等合三神名ト氏是

禁阙守護三十番神

是天台家所謂三十番神也

如法經守護三十番神

朔日伊勢二日石清水三日加茂等云々

法華守護五番神



Handwritten text in the left margin of the right page.

大比叡 小比叡

聖真子

容人

八王子

私曰三十番神者台家私享而ト部延為己之家事一矣呵云

。後社の神人ハ云々云々云々の神子孫祀奉ト云々云々

。の記文云々云々云々云々の定ありて常々云々云々云々

。祀典云々云々云々云々の神職等勤云々云々云々

。逃逃の云々云々云々云々の神人ト云々云々

。印別云々云々云々云々の荒廢ト云々云々の少祠云々云々

。同社攝傳の云々云々云々の久田云々云々云々

。社之事云々云々云々の云々云々云々云々

。の云々云々云々云々の云々云々云々云々

○葦色獨斷曰亡國之社屋之奄其上便不通天柴其下便不通地自與天地絕面北向陰示滅亡也

攝子、子造宮廟社、忌面北、實三故ナリ
僕制亡國之社也

○慶長天下五老五奉行

江戶内府公 二百四十万石 加賀大納言利家 九三万石男越前守相利長
三三万石弟能登侍從利政
三十一万五千石

安藝中納言輝元 百三万石 會津中納言景勝 九十一万石

備前中納言秀家 四十七万石

是所謂五大老

石田治部少輔三成 十九万石 浅野彈正少弼長政 三十二万石

增田右三門大夫長盛 二万石 長束太藏大輔正家 五万石

德善院玄以法印 五万石

是五奉行

平姓横井氏畧系

高特 相模守 時行 時滿 平太師始称北条行良依母所居尾尾列
新江村 母樊田大宮司女

時任 平五郎時任愛知郡横江村
今書横井 時利 源五郎

時永 横井源五郎号掃部領海西郡
桑崎江村 法名三清 時延 雅樂助属平信長
法名能山

時泰 伊織助住赤目村

時雄 孫十郎子孫在紀伊

時朝 孫右三門住藤ヶ瀬村

とまゐりて安んずるを求むるをいふなりけり

○西回海の車馬の或將の賂之物をよせしむるを又ずり何
答これより將軍の定服して練服の文章をすせり
廻詔の上名に將を補ふに時し賂と稱して是より是の賂を
いふに士又別するに或は之の失りしとや此の端に可也
裏を折葉の板の物たりしと云ふ折葉記に云ふなり
此の人よりし神の賂を是より守るなり

○令割の事後と云ふ事をしてけりけりコソクイイ大院安んずる
てし安んずるなりけり

てそれよりしけりけり令割の性所と云ふれり
河内等々の諸事と云ふ事後と令割と云ふ令割故の地
必てこれより起りしと云ふ諸事ありの時多しと云ひ
十尾切表は率と用也又別なり

○料簡 料簡の字は後漢書に於て凡ての海原と料簡の務
者と簡と云ふ通語を賢る料簡簡選なりと云ふ

○我回海法大所法良なるなり地を賜ふ事へ漏れせしむ
邦より甲も申あり海原の系大福原羅海の系後す
居れりしは流るる事と懸へしは師湯と比し年々三
論也事ありこれよりしけりけり

○イフセロ葉子馬イフセ音一ツける、物イフセの二存り多とて又イフセ神歌
 の子ありとふ葉の字と申ハあつらふ事いぬ之海氏四之の妙
 にまのふりしたるイフセ又相つらよりあせふとつら
 と同葉の心とありあつらふ事いぬ之海氏四之の妙
 たありくとつらあつらふ事いぬ之海氏四之の妙
 ありとつらあつらふ事いぬ之海氏四之の妙
 ○大平就子孫樂を例定年の法ありと成と定年此節も
 節樂の時定年ありあつらふ事いぬ之海氏四之の妙
 名ありとつらあつらふ事いぬ之海氏四之の妙
 所行状後日何法を也法修めつ時山門ありて定年終り此節

どの事すゝ其葉其北曰大抵は場二方二十間計芝と
 して後とす兼他等の者甲名と帯一異形の少量は
 せりせりて後少くけ芝居と園中を移るるも
 今中葉として葉中を移るるも
 又イフセ葉拂イフセ金法イフセ技イフセ後イフセ催イフセ中イフセ俱イフセ舎イフセ孔イフセ舞イフセ
 抱イフセ信イフセしイフセもイフセめイフセのイフセ世イフセ來イフセまイフセさイフセるイフセ法イフセ師イフセのイフセすイフセりイフセりイフセ也イフセ
 糸イフセ給イフセ 韓イフセ神イフセ 児イフセ童イフセ
 朗イフセ詠イフセ 白イフセ拍イフセ子イフセ 同イフセ口イフセ 當イフセ弁イフセ 伽イフセ陀イフセ 連イフセ事イフセ 兒イフセ催イフセ
 凡イフセ流イフセ 大イフセ頸イフセ 相イフセ礼イフセ拍イフセ子イフセ 退イフセ出イフセ樂イフセ
 今南越葉師子の法存修くくつらくもて七段あれ

彼等皆然して付とも首ハモウハカノ家ニシテ町々あはれ也
東郷ノ康元五年正月廿御前ノ御覽ニ及んで延年ノ
あじと記せり是レハノカノ樂ナレト今ノ豫樂ハ是ナリ
事能ク是利ノ時式矣

○教者教業ハ一トシテ名ヲ承レテ於テ悟モ有テ教者ト
性帯トシテ一教業ハ頓薄ト以テテ礼ルヲ達テ正義トモ得
○抑モ梵土ノ念定ニこれニ極アリ右ノ佛道法所ノ極也
抑モ亦及ノ極定ナリトテ教者ノ才ニ及テテ是ハ其ノ
風俗トシテ其ノ教業トシテ是レヲ捨テ而テ其ノ風
と習ヒテ思フモノトテ或信テテ又佛道ノ

もよみ教の系なりと云ふ其の流るハ此流の凡ノ五
名ノ暢とクテ教業ニ於テ人ノ心ノ情ノ神と取
得トシテ又密教権頂の中ニ佛形ノ耳ノ系とクテ
此者ノも有テ意地とテ有テあれハあるハ此流ノ
の形也又是レノも亦新也と云フテ其ノ形也
す。必信ノ譬射股射に從テクテ門ノ東南ノ景
戒法所所出ノ西垂雲紀ノ教トテこれ等其力ノ増進ト信
引極ノ大也すすのクテ今世靈像ノ定眼多クシテ像
もよみ其の形也すつけても亦其の形也其の形也
を之を流と信テ有テ其ノ形也す

梅村載筆曰天台部傳左槎芒繩鬼子用左槎打繩要縛鬼
子道家詔法術也 正宗賢首譯

○ 前小沼の傍 左槎と用やりの

○ 是邦道家の法多を效つる

○ 古の田人より東より西無極の台四段と云る中北田池と

空彩の孤獨子と云るありしは流石業あり一田迄半する不

物死あれはそはを割て夢りしは北田の倉と云ひて

生活せざるは或種業の筋なりしは扇兜の種敷なり

○ 本宮の池傍の池の傍と云はれしは池に於ては

前宮の傍に於ては池の傍と云はれしは池に於ては

にろをたけし水の降りしは池に於ては

伊奈川の傍二十言今も昔も一の長橋これたれし

重の石の石をあるなりし中のみ尾柳の石を

○ かの池の傍に於ては池の傍と云はれしは池に於ては

○ 益の池の傍に於ては池の傍と云はれしは池に於ては

とそ古よりある道場一旦に此處より

池と云ふはそあるか所院區より

池に於てはそあるなりしは池に於ては

○ 中宮の傍に於ては池の傍と云はれしは池に於ては

いふは八頭の鳥居に於ては池の傍と云はれしは池に於ては

つらつらと金にありては久保しての事とぞいふべし

一

あまの月とは誰もこれぞと詠ふも今はよあふとぞいふ

を四道原詠草纂系集より引く
道原の詠世ありとては詠うる

○正徳二年癸酉八月朔日南原系詠詠はるまゝして詠を

詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

と詠ひし事年六月十八日尾原下橋川へ詠絶とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

とて詠ふべしとて詠絶とありては中津原の古名とて詠ふ

